

熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画：令和6年度～令和8年度）概要

1章 計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法第89条第1項・児童福祉法第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定 ・第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」(R3～R8)のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け
2章 計画の基本方針	<p>基本理念</p> <p>(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 (3)障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現 (4)地域共生社会の実現に向けた取組 (5)障がい児の健やかな育成のための発達支援 (6)障がい福祉人材の確保・定着 (7)障がい者の社会参加を支える取組定着 (8)災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保</p> <p>基本的考え方</p> <p>(1)相談支援 ①相談支援体制の充実・強化 ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 ③発達障がい者等に対する支援 ④協議会の活性化 (2)障害福祉サービス ①訪問系サービスを保障 ②日中活動系サービスを保障 ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 ④福祉施設から一般就労への移行等の推進 ⑤強度行動障がい者等への支援体制の充実 ⑥依存症対策の推進 (3)障がい児支援 ①地域療育体制の構築 ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ③地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進 ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 ⑤障害児相談支援の提供体制の確保</p>
3章 障がい者等を取り巻く状況	1 統計データ 2 障がい当事者・家族団体からの意見聴取 3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

1 相談支援体制の充実・強化等	考え方(1)	<p>【活動指標】</p> <p>(1)地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)の利用者数 (2)精神病床から退院後の行き先別の退院患者数</p>	【活動指標】	<p>(1)職業訓練の受講者数 (2)福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (3)福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (4)公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数</p>	
2 福祉施設の入所者の地域生活への移行	考え方(1)	4 地域生活支援の充実	考え方(2)	6 障がい児支援の提供体制の整備等	考え方(3)
<p>【成果目標】</p> <p>(1)基幹相談支援センターの設置市町村数（新規） R8年度末時点で基幹相談支援センターを市町村又は圏域ごとに設置</p> <p>【活動指標】</p> <p>(1)発達障がい者支援地域協議会の開催回数 (2)発達障がい者支援センターによる相談支援件数 (3)発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 (4)発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数 (6)ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数</p>		<p>【成果目標】</p> <p>(1)コーディネーターの配置人数（新規） R8年度末時点で地域生活支援拠点に31人のコーディネーターを配置 (2)地域生活支援拠点の運用状況を検証及び検討した回数（新規） R8年度末までに市町村または圏域で年1回以上実施</p>		<p>【成果目標】</p> <p>(1)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置市町村数 R8年度末時点で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域ごとに設置 (2)主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置市町村数 R8年度末時点で主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域ごとに設置 (3)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数 R8年度末時点で医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を市町村又は圏域ごとに設置 (4)医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数 R8年度末時点で60人の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</p>	
3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	考え方(1・2)	5 福祉施設から一般就労への移行等	考え方(2)	7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	考え方(1・2・3)
<p>【成果目標】</p> <p>(1)地域生活移行者数の増加 R4年度末時点の施設入所者数のうち166人(6%)以上が地域生活へ移行 (2)施設入所者数の減少 R4年度末時点の施設入所者数から138人(5%)以上が減少</p> <p>【活動指標】</p> <p>(1)地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)の利用者数（新規）</p>		<p>【成果目標】</p> <p>(1)福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加 一般就労に移行する者の数 313人(R3年度実績の1.28倍)以上 うち 就労移行支援事業 164人(R3年度実績の1.31倍)以上 就労継続支援A型事業 115人(R3年度実績の1.29倍)以上 就労継続支援B型事業 27人(R3年度実績の1.28倍)以上 (2)就労移行支援事業所の一般就労移行率の増加（新規） 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所を全体の50%以上 (3)就労定着支援事業の利用者数の増加 58人(R3年度実績の1.41倍)以上 (4)就労定着支援事業所の就労定着率の増加 就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上 (5)協議会(就労支援部会)等の設置（新規） 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、県に協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める</p>		<p>【活動指標】</p> <p>(1)計画的な人材養成の推進（新規） (2)指導監査結果の関係市町村との共有</p>	

5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量的見込み並びに確保方策	令和8年度	居宅介護見込量	重度訪問介護	同行介護	行動介護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設支援	計画相談支援	児童発達支援	放デイ	保育所等訪問支援	居宅児発	障害児入所	障害児相談支援
	利用量	30,549	30,173	4,731	1,076	804	107,227	757	4,554	—	7,218	66,185	98,930	—	—	4,734	—	—	—	—	29,865	103,534	2,890	143	—	—
	利用者数	3,993	177	378	76	9	5,527	80	288	205	452	3,378	5,565	258	738	1,049	67	3,808	2,622	5,315	4,484	9,955	1,838	29	568	4,862

※利用量の単位：利用量の見込みは(人日/月) 訪問系サービスは(時間/月) ただし、就労選択支援・就労定着支援・療養介護・居住系サービス・相談支援・障害児入所・障害児相談支援は設定しない。
 ※利用者数の単位：利用者数の見込みは(人/月)
 ■定量的な目標設定 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び提供体制の整備(保育所・認定こども園・放課後児童健全育成事業)

6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上	サービス提供に係る人材育成のための各種研修の開催、多職種間の連携推進、障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価	8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	虐待の防止、意思決定支援の促進、芸術文化活動支援による社会参加等の促進、情報の取得利用・意思疎通の推進、差別の解消の推進、事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実、就労支援に向けた取組
7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施	地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の内容及び見込量	9章 熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実績	熊本県障がい福祉計画(第5期～第6期)・障がい児福祉計画(第1期～第2期)の実績